



## 風営法の改正について —改正の概要と摘発事例—

1. はじめに
2. 改正の概要
3. 改正後の摘発事例
4. おわりに

弁護士 原 茉莉菜

### 1. はじめに

いわゆるホストクラブにおいて遊興又は飲食をした女性客が、売掛金等の名目で多額の債務を負担させられ、ホストやホストクラブ経営者から、その支払いのために売春することや性風俗店で稼働すること等を要求される事案が発生し、社会問題化していることを背景として、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」(令和7年法律第45号)が令和7年5月に成立・公布され、一部の規定を除き、令和7年6月28日から施行されました。

もともと、法改正の影響はホストクラブに限らず、キャバクラ、ガールズバー、コンカフェ(コンセプトカフェ)、メンズエステなど、風俗営業全体に及びます。施行から約3か月が経ち、改正後の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」といいます。)による摘発事例も出てきましたので、改正の概要について説明したうえで、改正後の摘発事例を紹介いたします。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2025

## 2. 改正の概要

今般の改正は以下の4つが柱となっています。

### (1) 接待飲食営業に係る遵守事項・禁止行為の追加<sup>1</sup>

ア.接待飲食営業を営む風俗営業者の遵守事項の追加(風営法第18条の3)

「キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業」(風営法第2条第1項第1号、以下「接待飲食営業」といいます。)を営む風俗営業者(風営法第2条第2項)の遵守事項として、次に掲げる行為が追加されました。

- ① 料金について、事実と相違する説明や客を誤認させるような説明<sup>2</sup>をする行為
- ② 客が接客従業者に対して恋愛感情等<sup>3</sup>を抱いていること等を知りながら、これに乗じ、一定の行為により当該客を困惑させ、それによって飲食等をさせる行為
- ③ 客が注文等をする前に飲食等の全部又は一部を提供することにより<sup>4</sup>当該客を困惑させ、それによって当該飲食等をさせるなどする行為

イ.接待飲食営業を営む者の禁止行為(罰則あり)の追加(風営法第22条の2)

接待飲食営業を営む者の禁止行為として、次に掲げる行為が追加されました。

- ① 客に注文等をさせ、又は料金の支払等をさせる目的で、当該客を威迫して困惑させる行為
- ② 客に対し、威迫し、又は誘惑して、料金の支払等のために当該客が法令に違反する行為<sup>5</sup>により金銭を得ること等を要求する行為

<sup>1</sup> 接待飲食営業に係る遵守事項・禁止行為に関する規定の趣旨を踏まえて、接待飲食営業における広告及び宣伝の取扱いについても、通達が発出されました(令和7年6月4日警察庁丁保発第104号)。

以下の(1)から(4)までのいずれかの表示に該当する広告又は宣伝を行った場合には、その態様に応じて、著しく客の遊興若しくは飲食をする意欲をそそり、又は接客従業者間に過度な競争意識を生じさせ、営業に関する違法行為を助長するような歡樂的・享樂的雰囲気や過度に醸し出すものとして、広告及び宣伝の規制(風営法第16条)違反に該当するものと解されます。

(1) 接客従業者の営業成績を直接的に示す文言の表示

例:「年間売上〇億円突破」、「〇億円プレイヤー」、「指名数No.1」、「億超え」、「億男」

(2) 営業成績に応じた役職の名称等の営業成績が上位であることを推認させる文言の表示

例:「総支配人」、「幹部補佐」、「頂点」、「winner」、「覇者」、「神」、「レジェンド」、「新人王」

(3) (1)及び(2)以外の「ランキング制」自体の存在、接客従業者間での優位性を裏付ける事実等の接客従業者間の競争を強調する文言の表示

例:「売上バトル」、「カネ」、「SNS総フォロワー数〇万人」

(4) 客に対して自身が好意の感情を抱く接客従業者を応援すること等を過度にあおる文言の表示

例:「〇〇を推せ」、「〇〇に溺れろ」

<sup>2</sup> 例えば、一定の額しか持ち合わせの現金がないなどと支払限度額を申告した客に対し「それでも大丈夫」等と申し向け、当該額の範囲内でのみ飲食等を提供すると客に誤った認識を与える説明をした場合等をいいます。

<sup>3</sup> 「恋愛感情その他の行為の感情」(風営法第18条の3第2号)とは、好きな気持ち、親愛感のことをいい、例示として挙げられている恋愛感情のほか、憧れの感情等も含まれるとされており、いわゆる「色恋営業」を指します。

<sup>4</sup> 例えば、いわゆる「シャンパンコール」を行うこと、いわゆる「シャンパンタワー」を組み上げること、接客従業者が自ら飲酒するためにシャンパンを開栓すること等が該当します。

<sup>5</sup> 法令に違反する行為として、具体的には、売春(海外売春を含む)、性風俗店勤務、AV出演が規定されています(風営法第22条の2第2項各号)。

風営法第 22 条の 2 に違反した場合には、六月以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処され、又はその両方が科されます(風営法第 53 条第 2 号)。

## (2) いわゆるスカウトバックに係る禁止規定の整備(風営法第 28 条第 13 項)

性風俗店を営む者<sup>6</sup>が、スカウト等から求職者の紹介を受けた場合に紹介料等<sup>7</sup>を支払うこと(いわゆる「スカウトバック」)が禁止されました。風営法第 28 条第 13 項に違反した場合には、六月以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処され、又はその両方が科されます(風営法第 53 条第 7 号)。

なお、紹介料を受け取らない場合であっても、性風俗や売春などの仕事を紹介することは、職業安定法第 63 条第 2 号<sup>8</sup>に違反しますので、ご注意ください。

## (3) 無許可営業等に対する罰則の強化(風営法第 49 条、第 57 条)

下記のとおり、風俗営業の無許可営業等に対する罰則及び両罰規定に係る法人罰則が強化されました。

| 違反行為                                                                                                                              | 改正前の法定刑                                    | 改正後の法定刑                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------|
| ・風俗営業の無許可営業<br>・風俗営業の許可等の不正取得<br>・風俗営業の名義貸し<br>・風俗営業又は店舗型性風俗特殊営業若しくは無店舗型性風俗特殊営業に係る営業停止命令等違反<br>・店舗型性風俗特殊営業又は無店舗型性風俗特殊営業の禁止区域・地域営業 | 二年以下の拘禁刑<br>若しくは<br>二百万円以下の罰金<br>(又はこれの併科) | 五年以下の拘禁刑<br>若しくは<br>千万円以下の罰金<br>(又はこれの併科) |
| 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、上記違反行為をしたとき                                                                                               | 二百万円以下の罰金                                  | 三億円以下の罰金                                  |

## (4) 風俗営業の許可に係る不許可事由の追加(令和 7 年 11 月 28 日施行予定<sup>9</sup>、風営法第 4 条関係)

<sup>6</sup>「店舗型性風俗特殊営業」(風営法第 2 条第 6 項)のうち、「浴場業の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業」(同項第 1 号)又は「個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業」(同項第 2 号)を営む者をいいます。

また、「無店舗型性風俗特殊営業」(風営法第 2 条第 7 項)のうち、「人の住居又は人の宿泊の用に供する施設において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの」(同項第 1 号)についても準用されます(風営法第 31 条の 3 第 1 項)

<sup>7</sup> 紹介料、顧問料その他名目のいかんを問わず、営業所で異性の客に接触する役務を提供する業務に従事しようとする特定の者に係る紹介の対価として提供されたものとされており、2 回目以降に支払われる金銭等も含まれます。また、渡す相手は、紹介したスカウトに限らず、第三者を介して金銭等を受け取らせる場合も含むとされています。

<sup>8</sup> 職業安定法第 63 条第 2 号は、「公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに従事」することを禁止しており、性風俗や売春は「有害な業務」に該当します。

<sup>9</sup> 施行日より前になされた風俗営業の許可申請であって、施行日までに許可するかどうかの処分がなされていないもの(以下「未処分の申請」といいます。)に関する経過措置が設けられていないため、未処分の申請については 6 月施行日後の法の規定による申請とみなされることにご留意ください(令和 7 年 6 月 6 日警察庁丙保発第 9 号)。

都道府県公安委員会が風俗営業の許可をしてはならない者として、次に掲げる者が追加されました。

- ① 親会社等が風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者である法人
- ② 警察職員による立入りが行われた日から風俗営業の許可取消処分に係る聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした者で当該返納の日から起算して五年を経過しないもの
- ③ 集团的に、又は常習<sup>10</sup>的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者がその事業活動に支配的な影響力を有する者

### 3. 改正後の摘発事例

#### (1) 追加された接待飲食営業に係る禁止行為の摘発事例<sup>11</sup>

茨城県警は、令和 7 年 8 月 6 日、売掛金などの名目で料金を支払わせようと女性客を誘惑し性風俗店勤務を要求したとして、風営法違反の疑いでホストクラブ従業員を逮捕しました。女性客(当時 19 歳)に売掛金などの名目で料金を支払わせようと「好きだよ」「裏切らないでね」などと誘惑したうえ、女性の好意を利用して複数回にわたり、LINE などで「風俗で稼げるでしょ」「給料全額うちの店で使ってよ」などと要求していたとのことです。

上記のような発言は、冗談のつもりであっても、禁止行為に該当し、受け手が真に受けてしまえば摘発されるおそれもありますので、料金回収に関する発言にはより一層注意しましょう。

#### (2) スカウトバックの摘発事例<sup>1213</sup>

熊本県警は、令和 7 年 7 月 18 日、性風俗店に女性を紹介したスカウトに対価を支払ったとして、風営法違反の疑いで、性風俗店を経営する福岡県の男女 2 人を逮捕しました。また、熊本県警は、令和 7 年 9 月 2 日、性風俗店の従業員をスカウトする男に見返りとして金を渡した疑いで、風俗店の経営者と従業員の男 2 人を逮捕しました。

熊本県警では繁華街をめぐる犯罪の撲滅に取り組むプロジェクトチームを作り全容解明に取り組んでおり、「スカウトバック」での逮捕は全国 1, 2 例目ともに熊本県での逮捕とのことです。一方で、令和 7 年 9 月 17 日、愛知県では、架空の人物名でスカウトバックの領収書を渡していたスカウトグループの幹部が逮捕されており、この事案では、スカウトバックによ

<sup>10</sup> 親会社等とは、「当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの」をいいます(令和 7 年 11 月 28 日施行予定の風営法第 2 条第 7 項イ)。なお、本ニュースレター執筆時点では、該当する国家公安委員会規則は公表されていません。

<sup>11</sup> 産経新聞「女性客に風俗店勤務要求、容疑で 31 歳ホストを逮捕 改正風営法の規定を全国で初めて適用」産経ニュース令和 7 年 8 月 6 日(<https://www.sankei.com/article/20250806-XAZRI6IFGRN4DPSKH5QRRN3BTE/>, 令和 7 年 9 月 30 日最終閲覧)

<sup>12</sup> 共同通信「改正風営法、紹介料支払い疑いで全国初逮捕」Yahoo!ニュース令和 7 年 7 月 18 日(<https://news.yahoo.co.jp/articles/b046cac4a02d0455a26d001bbe05e83d54f43cb0>, 令和 7 年 9 月 21 日最終閲覧)

<sup>13</sup> くまもと県民テレビ「スカウトバック」として現金渡した疑いで風俗店経営者ら逮捕 全国 2 例目、1 例目も…」livedoor News 令和 7 年 9 月 2 日(<https://news.livedoor.com/article/detail/29489626/>, 令和 7 年 9 月 30 日最終閲覧)



る収益が犯罪収益等<sup>14</sup>に当たり、これを隠匿したものとして、組織犯罪処罰法が適用されています<sup>15</sup>。

### (3) 法人の摘発事例<sup>1617</sup>

警視庁は、令和7年7月11日、無許可で接待営業をしたとして、東京都内のガールズバー4店を営む4社を風営法違反(無許可営業)容疑で東京地検に書類送検しました。

そもそも、「接待」とは、「歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと」をいいます(風営法第2条第3項)。この意味は、営業者、従業者等との会話やサービス等慰安や歓楽を期待して来店する客に対して、その気持ちに応えるため営業者側の積極的な行為として相手特定して興趣を添える会話やサービス等を行うことであり、言い換えれば、特定の客又は客のグループに対して単なる飲食行為に通常伴う役務の提供を超える程度の会話やサービス行為等を行うことをいいます。

判断基準について、談笑・お酌等の例では、「特定少数の客の近くにはべり、継続して、談笑の相手となったり、酒等の飲食物を提供したりする行為」は接待に当たるとされている一方で、「お酌をしたり水割りを作るが速やかにその場を立ち去る行為、客の後方で待機し、又はカウンター内で単に客の注文に応じて酒類等を提供するだけの行為及びこれらに付随して社交儀礼上の挨拶を交わしたり、若干の世間話をしたりする程度の行為」は接待に当たらないとされています(令和7年5月30日警察庁丙保発第7号、丙人少発第17号)。

上記判断基準は今般の改正により変更されたものではございませんが、無許可営業等の罰則の強化を契機に、より一層注意してください。

## 4. おわりに

風俗営業に関わる事業者及び従業員の皆様におかれましては、上記改正に早急に対応するため、社内マニュアル策定や従業員向け教育を行い、虚偽説明や威迫・勧誘の禁止などの規定に抵触することのないよう体制を整備しなければなりません。また、今後摘発事例の集積により、禁止行為の態様に関する具体的な基準が明確になっていくものと思われますので、上記改正に基づく実務の動向については引き続き注視する必要があります。

一般企業の役職員の皆様におかれましても、取引先との会食や接待の一環で「風営法の規制対象となる店舗」を利用する場合、法的リスクだけでなくレピュテーションリスクが高まります。風営法改正により禁止行為の追加がされており、摘発対象となりうる行為に及んでいるおそれのある店舗を利用することのないように、接待利用の制限方針や取扱規程の改訂するのが望ましいと考えられます。

<sup>14</sup> 組織犯罪処罰法が規定する犯罪収益等の隠匿罪が成立するためには、当該犯罪収益等が特定の犯罪(「前提犯罪」といいます。)に由来するものでなければならないところ、この「前提犯罪」には、売春防止法違反(周旋、困惑等による売春、売春をさせる契約等)及び職業安定法第63条違反が含まれていますが、風営法が含まれていないため、本事案のスカウトバックについては、売春防止法又は職業安定法違反のいずれかを適用して犯罪収益等としたものと思料されます。

<sup>15</sup> 産経新聞「東海最大スカウトグループ「ラッシュ」幹部ら逮捕、携帯電話解析で罰金数百万円か」産経ニュース令和7年9月17日(<https://www.sankei.com/article/20250917-3TMAXYSJJZNHPMLLB5EIUGRDY/>, 令和7年9月30日最終閲覧)

<sup>16</sup> 読売新聞「ガールズバー4社、無許可営業の容疑で書類送検…罰則強化で罰金は最高3億円」読売新聞オンライン令和7年7月11日(<https://www.yomiuri.co.jp/national/20250711-OYT1T50119/>, 令和7年9月21日最終閲覧)

<sup>17</sup> 共同通信「無許可営業疑いで法人初摘発 ガールズバー、改正風営法」Yahoo!ニュース令和7年7月11日(<https://news.yahoo.co.jp/articles/b95cc703d8f3f33673682e9c199e194c6fa37513>, 令和7年9月21日最終閲覧)

さらに、従業員が副業として風俗営業に関与していた場合には、今般の改正で追加された禁止行為に及んでしまう可能性も皆無ではありません。企業としては、従業員を守り、ひいては企業自身を守る観点からも、就業規則での副業制限や従業員教育を強化する必要があるといえます。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。  
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2025